

しんじょう君の商品化、イラスト使用について

「しんじょう君」の商品化、イラストを利用される場合は、報道関係機関が報道目的で利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとされる方からの事前の申請による許可を得る必要があります。また、申請者様でイラストを新たに書き起こすことも可能です。下記の書類を提出してください。

1. 申請書
2. 利用する商品等の見本
※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等でも良い。
3. 企業・団体等の概要書（パンフレット等）
※個人の場合はプロフィールや活動内容がわかるものを添付ください。

【提出先】

〒785-8601 高知県須崎市山手町1-7 『須崎市役所 元気創造課 宛』
genki@city.susaki.lg.jp ※PDF データ可（押印不要）
FAX：0889-42-7320

申請が許可されると、使用承認番号が発行されます。

しんじょう君を使用した商品には使用許可番号を必ず付けてください。

◆注意事項

- ・利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、須崎市は一切の責任を負いません。
- ・利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解をあたえないようにしてください。
- ・使用許可は、須崎市が著作権を有するしんじょう君のイラスト、写真を使用することを許可するものであり、使用許可を受けたものに権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

◆次に該当する場合は、使用する事ができません。

- ・法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ・須崎市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- ・第三者の利益を害するものと認められる場合
- ・特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定められる営業を行う者が

利用する場合

- イラストの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- イラストの著しい変形その他イラストの利用が適当でないと認められる場合

ご不明な点がございましたら、元気創造課(TEL：0889-42-3951)までお問合せ下さい。